

EPA原産地規則の概要

【輸入編】



2023年6月
財務省・税関
EPA原産地センター

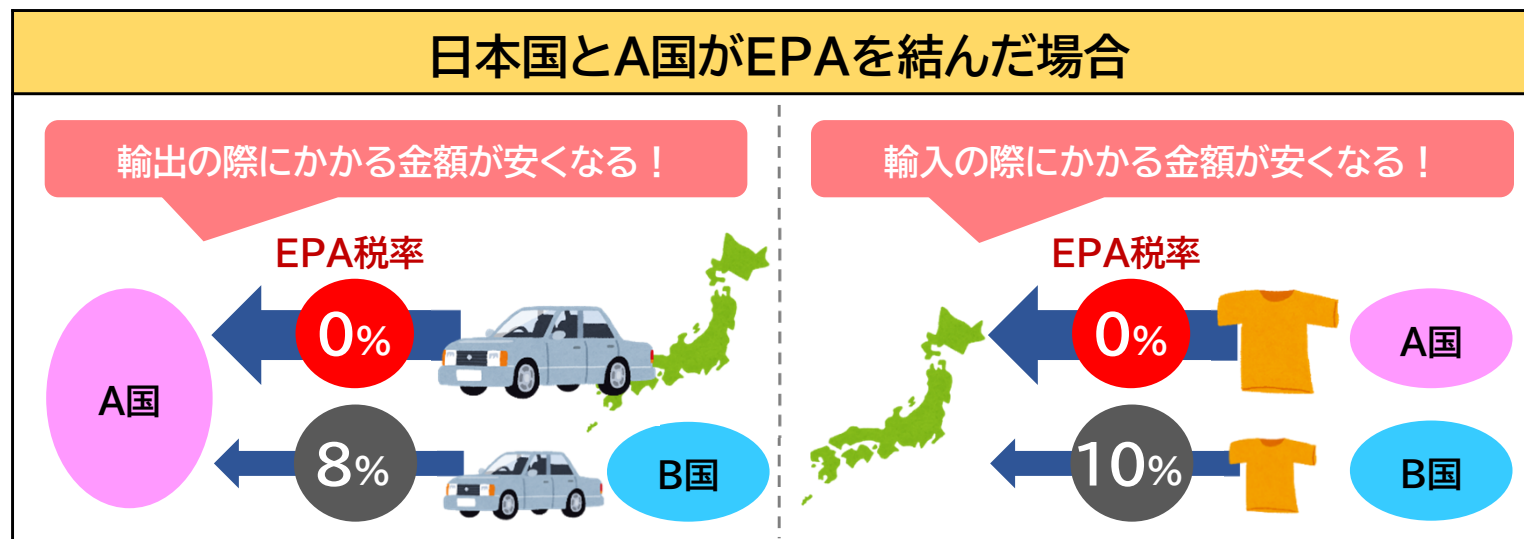
1. EPA概要・利用状況
2. EPA原産地規則の概要
3. ケーススタディ(日EU・EPA、食品)
4. 非違事例の紹介
5. 参考情報



1. EPA概要・利用状況

EPA: 経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)

- 特定の国・地域同士での貿易を促進するために、輸出入にかかる関税の撤廃・削減などを約束したもの。
- 特定の国・地域の産品に、通常より低い税率(EPA税率)の適用が可能。
⇒ EPA締約国との輸出入の際にかかる関税が安くなる。



(注)上記の関税率は仮定であり、実際はEPAにより異なる。

EPA税率適用のためには、条件を満たすことが必要。

EPAの利用状況

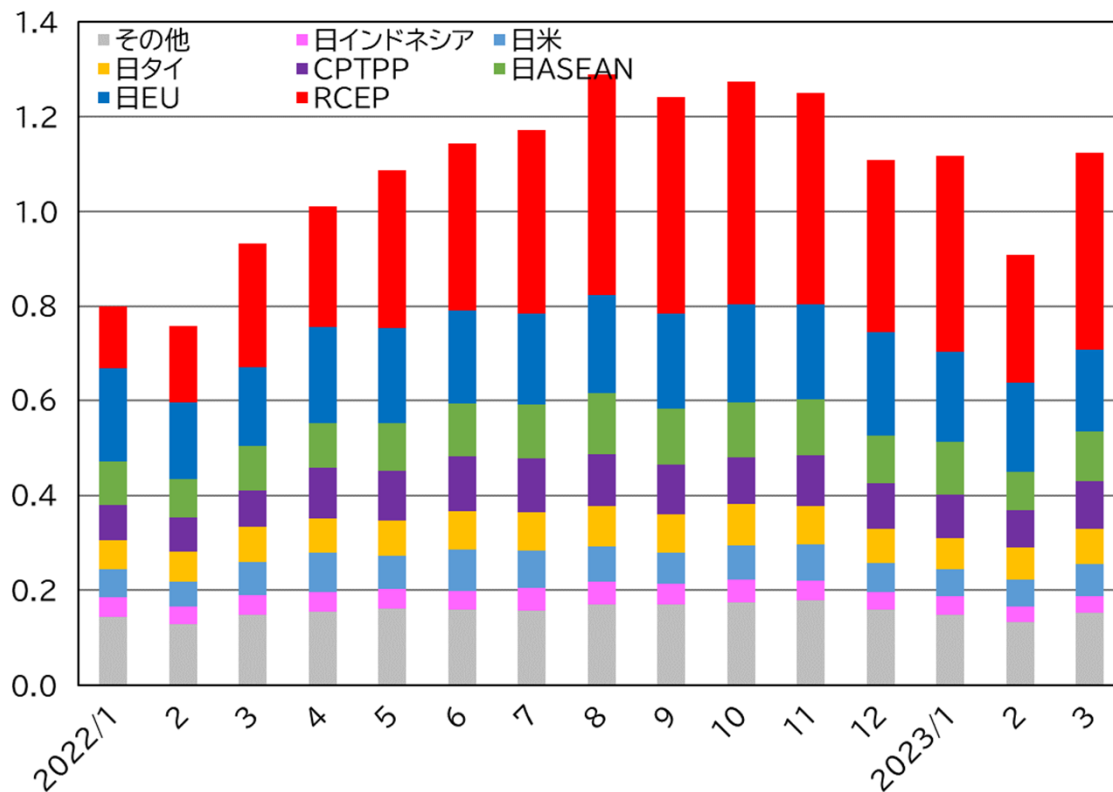
経済連携協定等(EPA)の歴史

(2023年4月時点)

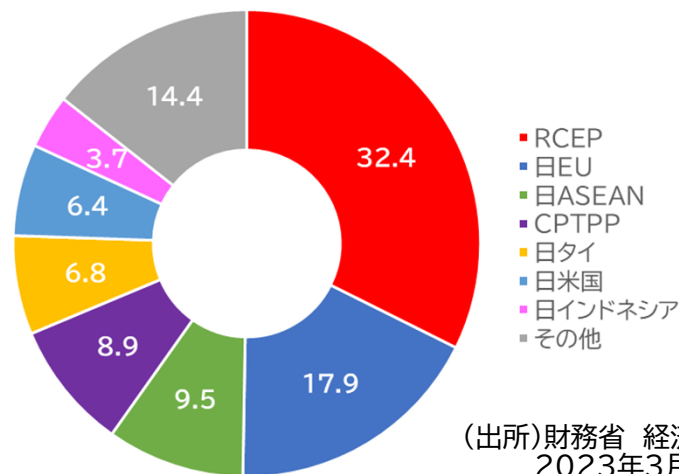
- 2002年 日シンガポールEPA発効
- 2005年 日メキシコEPA発効
- 2006年 日マレーシアEPA発効
- 2007年 日シンガポールEPA改正
日チリEPA発効
日タイEPA発効
- 2008年 日インドネシアEPA発効
日ブルネイEPA発効
日ASEAN包括協定(AJCEP)発効
日フィリピンEPA発効
- 2009年 日スイスEPA発効
日ベトナムEPA発効
- 2011年 日インドEPA発効
- 2012年 日ペルーEPA発効
日メキシコEPA改正
- 2015年 日オーストラリアEPA発効
- 2016年 日モンゴルEPA発効
- 2018年 CPTPP(TPP11協定)発効
- 2019年 日EU・EPA発効
- 2020年 日米貿易協定発効
- 2021年 日英EPA発効
- 2022年 RCEP協定発効

発効済 経済連携協定等(EPA)
20の協定(2国間:17 多国間:3)

(兆円) EPA税率適用輸入額(2022年1月~2023年3月)



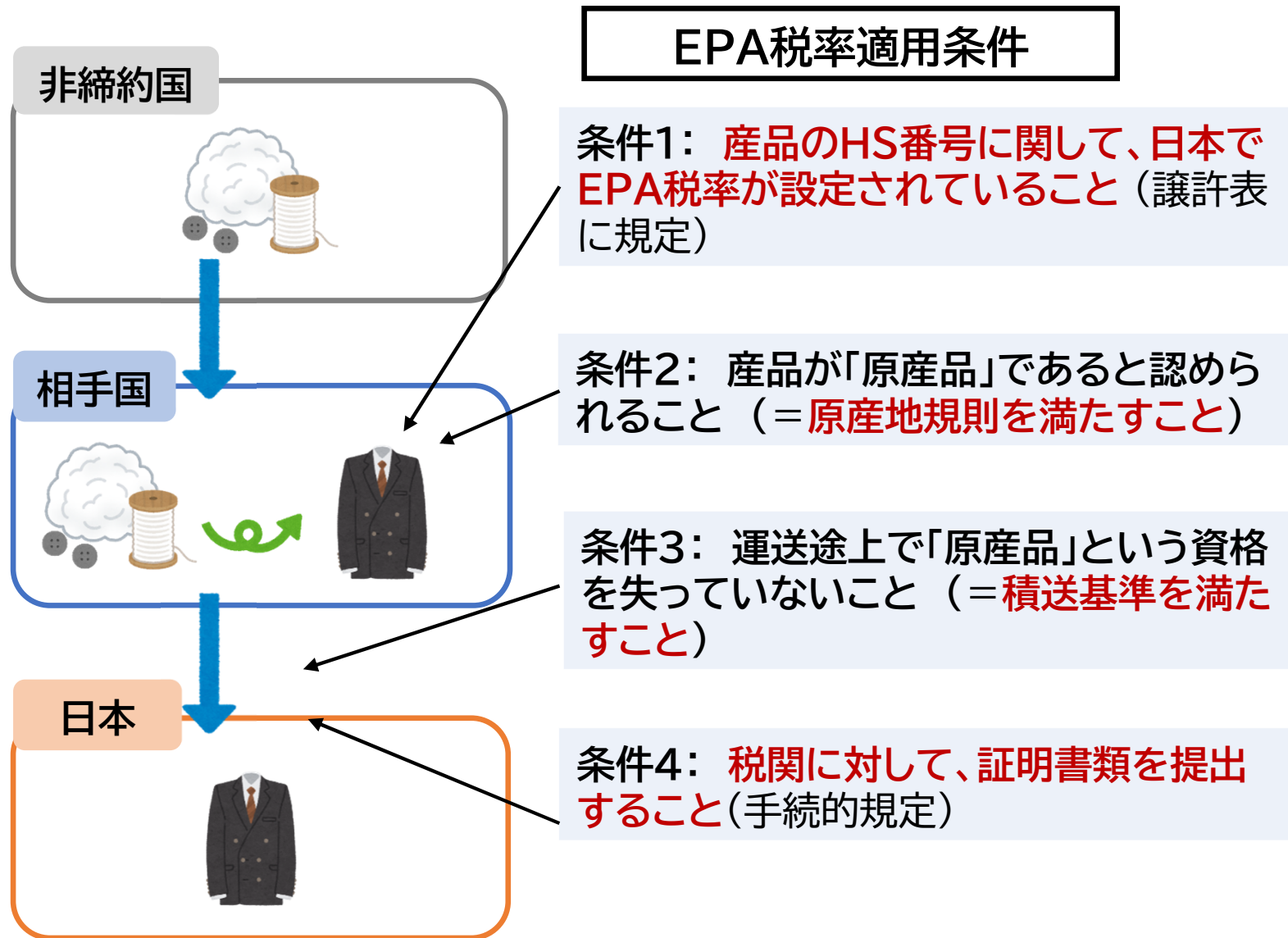
EPA税率適用輸入割合(%)(2022年1月~2023年3月)



(出所)財務省 経済連携協定別時系列表
2023年3月(確報値)

2. EPA原産地規則の概要

EPA税率適用のために



条件1: 製品のHS番号に関して、日本でEPA税率が設定されていること

HS番号(関税分類番号)とは

- HS番号とは、輸出入の際に産品を分類する番号のことです。
 - EPA税率や品目別規則は、HS番号に基づいて設定されています。
- HS番号(6桁)は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)」に基づいて定められており、**5年ごとに改正**されます。世界200以上の国・地域で使用されており、**輸出入共通**となっています。
 - 輸出国と輸入国で産品に対するHS番号の解釈が異なる場合、最終的には**輸入国側の判断が尊重**されます。
 - 各国、7桁目以降の**国内細分**を独自に定めています。日本の国内細分は3桁で設定しており、輸入と輸出で異なります。(9桁は統計品目番号)

👉 (例) HS番号 **第2204.21号** (輸入統計品目番号: **2204.21-020**)

HS番号 類(**2**桁) = 第**22**類

飲料、アルコール及び食酢

項(**4**桁) = 第**22.04**項

ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限り。)及びぶどう搾汁(第20.09項のものを除く。)

号(**6**桁) = 第**2204.21**号

2リットル以下の容器入りにしたもの

(**9**桁) = **2204.21-020**

その他のもの



条件2： 原産地規則を満たすこと

原産地規則が必要な理由

- **EPA税率**は、各EPA上の相手国の「**原産品**」に対して適用されます。
- 相手国で全ての生産を行う場合、相手国の「原産品」であることは明らかです。しかし、第三国から相手国へ輸入された材料から生産する場合には、相手国の「原産品」と捉えてよいのでしょうか。決定するためのルール(=**原産地規則**)が必要です。

相手国で全ての生産を行う場合

相手国で栽培され、収穫された小麦は、相手国の「原産品」であることが明らか



相手国の「原産品」

第三国の材料から生産を行う場合

第三国で栽培された小麦を使って、相手国で製粉したら？



相手国の「原産品」？

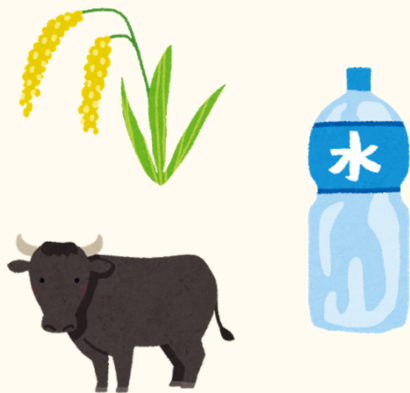
各EPAに定める原産品の要件

- 「原産品」と認められるのは、以下の3つの要件のいずれかを満たす製品です。
- 材料が「原産材料(=原産品となる材料)」か判断する場合にも、この「原産品」の要件を適用します。

要件

完全生産品

締約国において
“完全に生産される”製品



要件

品目別規則
を満たす製品

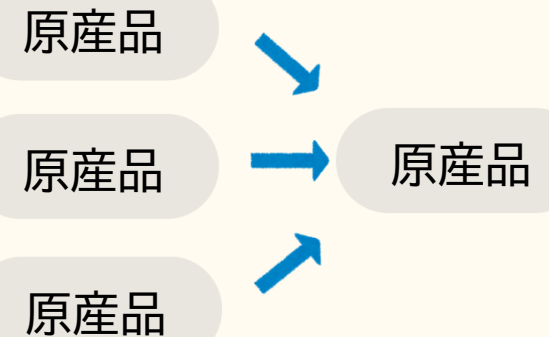
締約国における生産により
“実質的変更”がある製品



要件

原産材料のみから
生産される製品

締約国の“原産品となる材料”
のみから生産される製品



品目別規則を満たす製品の3類型

- 日本の多くのEPAにおいては、品目別規則は、品目毎に「**関税分類変更基準**」、「**付加価値基準**」、「**加工工程基準**」のうちいずれかの考え方、またはその組合せを採用しています。

① 関税分類変更基準

- 非原産材料の**HS番号(関税分類番号)**と、その材料から生産される製品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われ、製品は原産品と認められるとする考え方。
例： CC(他の類(2桁)からの変更)、CTH(他の項(4桁)からの変更)、CTSH(他の号(6桁)からの変更)

② 付加価値基準

- 締約国での生産により価値が付加され、この**付加された価値**が基準値以上の場合に、締約国において十分な作業・加工が行われ、製品は原産品と認められるとする考え方。
例： RVC40(域内原産割合が40%以上)

③ 加工工程基準

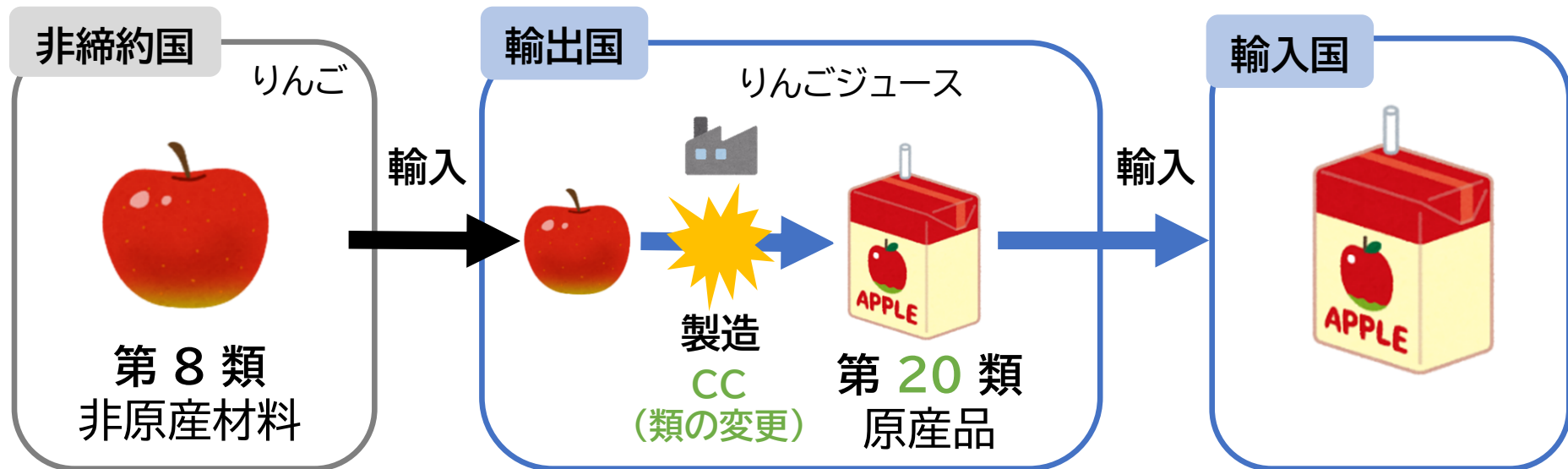
- 締約国で、**特定の加工工程**(例えば、化学反応、蒸留、精製等)が施されれば、締約国において十分な作業・加工が行われ、製品は原産品と認められるとする考え方。
例： CR(化学反応にかかる規則)

条件2： 原産地規則を満たすこと

① 関税分類変更基準の例

- 関税分類変更基準とは、**非原産材料と製品との間に特定のHS番号(関税分類番号)の変更があること**の基準です。
(**HS番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われたとする考え方**)
- CC(他の類(2桁)からの変更)、CTH(他の項(4桁)からの変更)、CTSH(他の号(6桁)からの変更)があり、**材料のHS番号は最大6桁まで確認**することで足りります。

例：RCEP協定：りんごジュース(第20.01項)の品目別規則：CC(HS番号2桁レベルでの変更)



「関税分類変更基準による原産性の判断」についてさらに詳しく知りたい方はこちら→
リンク先:税関HP/EPA・原産地規則について知りたい/原産地規則ポータル/
パンフレット・お知らせ/原産性判断に必要なHSコード



条件2： 原産地規則を満たすこと

② 付加価値基準の例

- 付加価値基準とは、**産品に一定以上の付加価値を付与することの基準**です。
(付加された価値が基準値以上の場合に実質的変更が行われたとする考え方)

例：RCEP協定：乗用自動車(87.03項)の品目別規則：RVC40(産品の域内原産割合が40%以上)



$$\frac{\text{製品の価額}(10,000\text{米ドル}) - \text{非原産材料価額}(2,000\text{米ドル})}{\text{製品の価額}(10,000\text{米ドル})} \times 100 = \text{付加価値 } 80\% (\geq 40\%)$$

条件2： 原産地規則を満たすこと

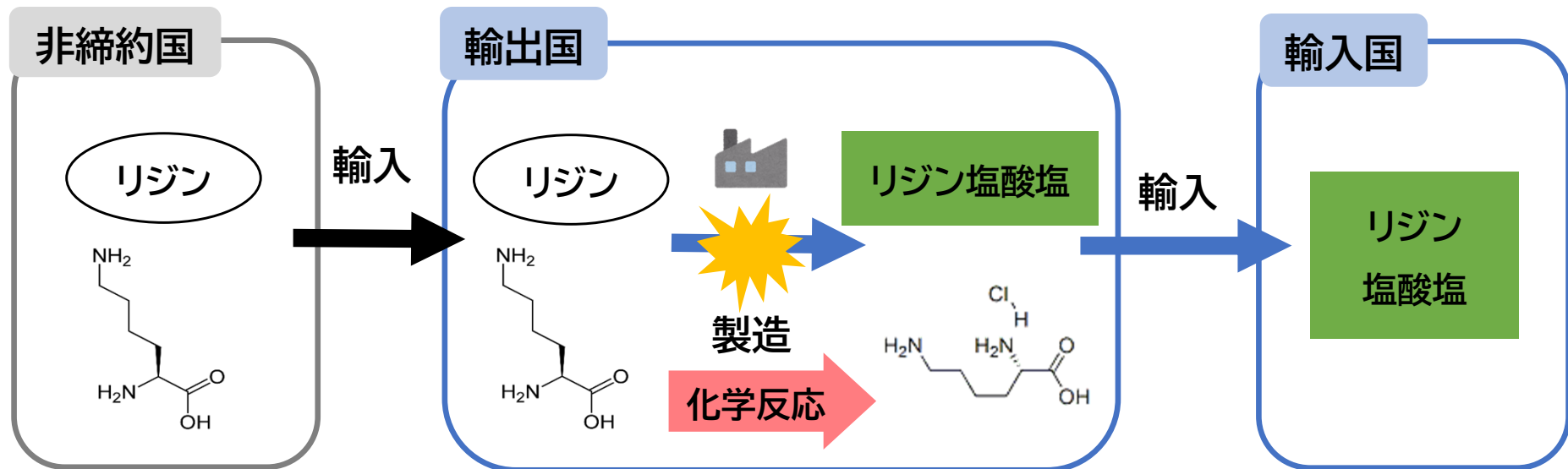
③ 加工工程基準の例

- 加工工程基準とは、締約国で、**特定の加工工程**(例えば、化学反応、蒸留、精製など)が**施された場合**、実質的変更が行われたとする考え方です。

例：日EU・EPA:リジン(第2922.41号)の品目別原産地規則

：「CTSH(号の変更)、

化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、MaxNOM50%(EXW) 又は RVC55%(FOB)」



この場合、日本での製造において使用された非原産材料「リジン」に対し**化学反応**が施されていることから、「リジン塩酸塩」は品目別原産地規則を満たし、日本の原産品と認められます。

※リジン = アミノ酸の一種でサプリメント等に使用

日EU・EPA 附属書3-A注釈5(c)に
定義が規定



ここでワン
ポイント

累積、僅少の非原産材料

- 「累積」や「僅少の非原産材料」は、原産品の要件を満たさない製品に対する救済規定となる考え方です。
- 「僅少の非原産材料」は、「許容限度」と呼ばれることもあります。

累積

- 累積とは、相手国の原産品を自国における製品の生産に使用する場合に、自国の原産材料とみなすという考え方です。
- 一の国では原産品の要件を満たしていなくても、2カ国等の生産を重ね合わせる(=累積する)ことにより、原産品の資格を獲得しやすいというメリットがあります。

僅少の非原産材料

- 僅少の非原産材料とは、非原産材料が品目別規則(関税分類変更基準や加工工程基準)を満たさない場合でも、その使用が僅かである場合には、生産された産品を原産品として認める考え方です。(言い換えると、品目別規則を満たさないごくわずかな非原産材料の使用を許容するルール)
- この規定があるかどうかや、どの程度まで非原産材料の使用を認めるかは、EPAや品目により異なります。

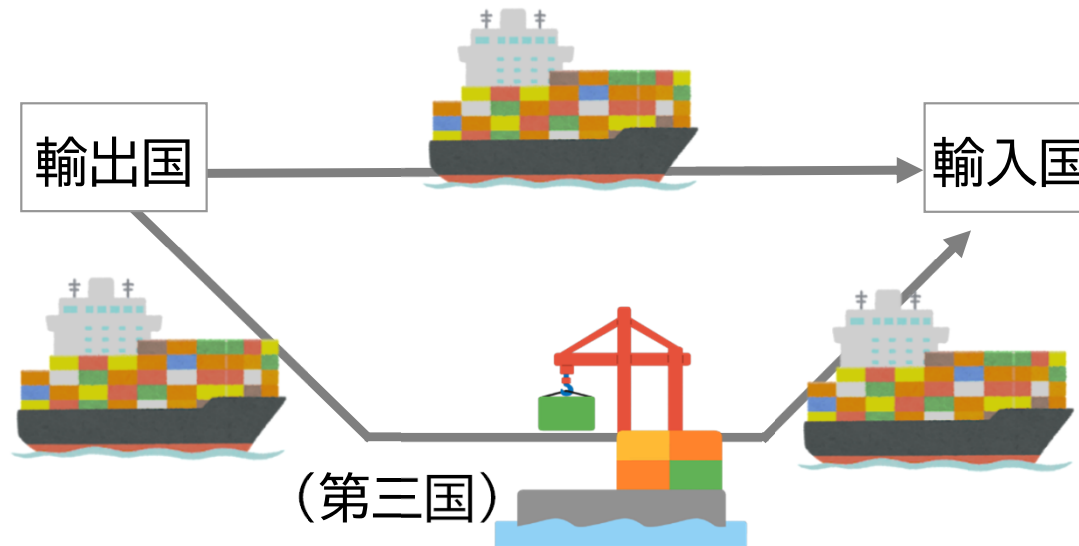
条件3：積送基準を満たすこと

積送基準を満たすかを確認

- 積送基準とは、EPA税率の対象となる原産品が、輸入国に到着するまでの間に、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準です。

以下のいずれかの条件を満たす場合、商品は原産品としての資格を保持します。

① 直送されること、又は



② 第三国を経由する場合は、税関の管理下におかれ、積替え、一時蔵置及び商品に大きな変更を加えない程度の作業のみが許容されます。

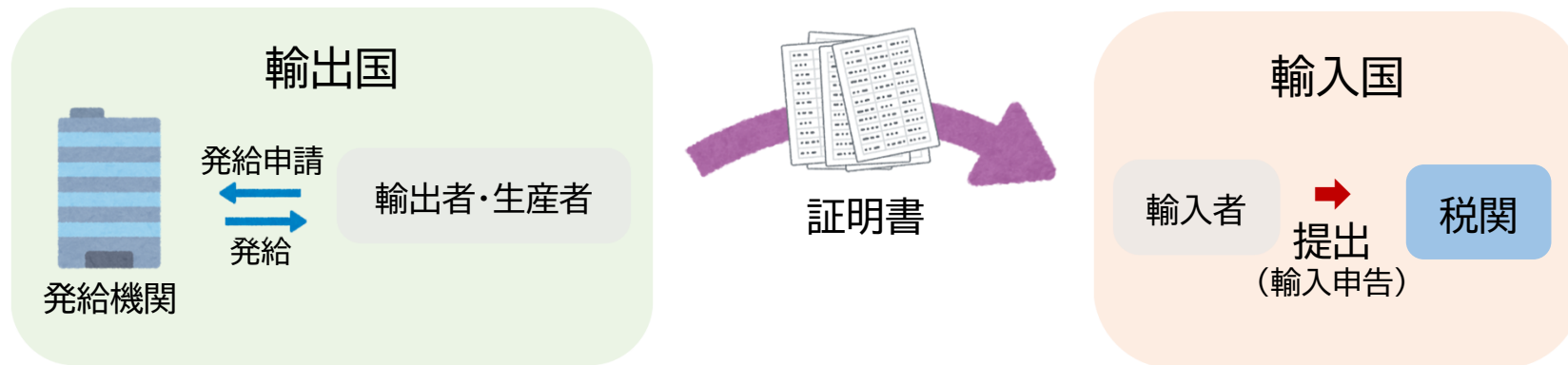
第三国を経由して日本に輸入する場合で、EPA税率の適用を受けようとする場合には、輸入申告に際して、積送基準を満たすことを示す書類の提出が必要です。

(具体例：通し船荷証券の写し、経由国の税関等が発給した証明書、その他税関長が適当と認める書類)

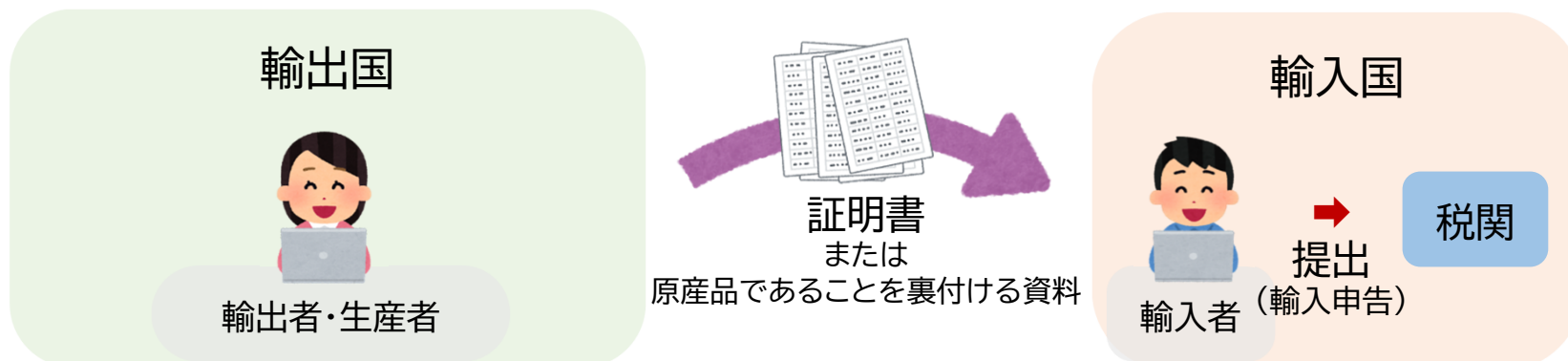
条件4： 税関に対して、証明書類を提出すること

原産地手続

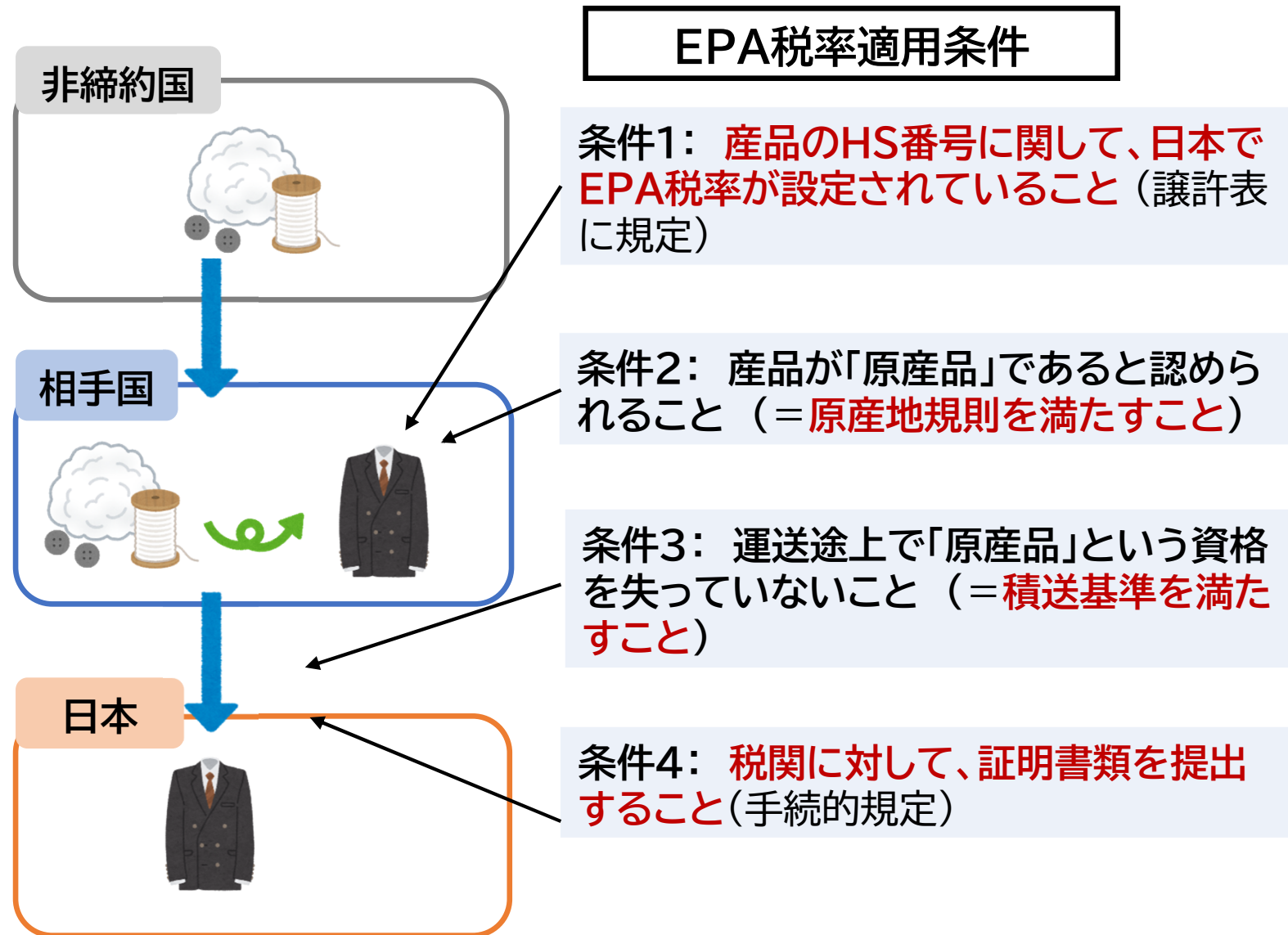
- 産品が原産品であることを証明する手続として「第三者証明制度」、「自己申告制度」及び「認定輸出者制度」という3つの制度があります。日本のEPAにおいては、主に以下2つの制度が採用されています。採用されている制度は各EPAで異なります。
- **第三者証明制度**とは、輸出者や生産者が「原産品」であることを確認し、**発給機関**(権限のある当局またはその指定機関)に**証明書(=原産地証明書)**の**発給を申請**する制度です。



- **自己申告制度**とは、**輸入者、輸出者または生産者**が、「原産品」であることを確認し、**証明書(=原産品申告書)**を自ら作成する制度です。



EPA税率適用のために(再掲)




EPA税率適用のためには全ての条件を満たすことが必要です。
(一つでも条件を満たさなければ適用できません。)

➡ 条件を満たすか確認するためには、「EPA利用のステップ」を活用

輸入貨物のEPA利用のステップ

輸入においてEPAを利用するためには次のステップで確認します。



ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にEPA税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

3. ケーススタディ

～日EU・EPAを利用してきゅうりの酢漬けを輸入～

ケーススタディの内容



食品メーカーの貿易担当者です。
ドイツにおいて第三国(非締約国)のきゅうり、酢、砂糖を使用し、きゅうりの酢漬け(第20.01項)を生産する場合、日EU・EPAに基づくEPA税率を適用できるか検討してみます。

■ 産品: きゅうりの酢漬け

□ 仕出国: ドイツ

□ HS番号: 第2001.10号

□ 材料:



01 きゅうり

… トルコ国内で栽培・収穫



02 酢

… ドイツ国内サプライヤーから調達



03 砂糖

… 生産地不明

□ 製造工程: 輸出者のドイツ国内工場にて上記材料を用いて製造。

□ 関係書類: インボイス、製造工程表など



輸入貨物の日EU・EPA利用のステップ

輸入において日EU・EPAを利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. **日EU・EPA税率**が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続 (**輸入者自己申告の場合**)

- (1) 申告に必要な書類 (**原産品申告書**など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時に**日EU・EPA税率**を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

輸入貨物の日EU・EPA利用のステップ

輸入において日EU・EPAを利用するためには次のステップで確認します。



ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. **日EU・EPA税率**が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続 (**輸入者自己申告の場合**)

- (1) 申告に必要な書類 (**原産品申告書**など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時に**日EU・EPA税率**を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2.

3.

4.

5.

6.

7.

HS番号の特定方法

- HS番号は税関ホームページの「**実行関税率表**」で調べることができます。
 - <https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
- HS番号に関するお問合せは、各税関関税鑑査官部門でお受けしています。
 - <https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

実行関税率表 検索画面

①税関ホームページトップページ「品目分類について知りたい」をクリック

②ポップアップメニューから「実行関税率表」をクリック

③「実行関税率表」をクリック

ステップ1 完了

HS番号 第2001.10号(輸入統計品目表番号は、2001.10-100)と特定しました。

輸入貨物の日EU・EPA利用のステップ

輸入において日EU・EPAを利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

 ステップ2. **日EU・EPA税率**が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続 (**輸入者自己申告の場合**)

- (1) 申告に必要な書類 (**原産品申告書**など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時に**日EU・EPA税率**を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

日EU・EPA税率の確認方法

- ステップ1で特定した輸入統計品目番号9桁をもとに、**実行関税率表**でEUに対して日EU・EPA税率が設定されているかを調べます。

(輸入統計品目番号)2001.10-100 きゅうりの酢漬け (HS番号はHS2022年版に基づく)

	関税率			MFN税率 (基本税率)
	TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU	英国 UK	
関税率 ※2023年4月時点	無税	無税	無税	15.0%

日本は、2001.10-100の産品について、EUに対して日EU・EPA税率を設定しています。

➡ **関税率 無税** (2023年4月時点)


ステップ2
完了

輸入貨物の日EU・EPA利用のステップ

輸入において日EU・EPAを利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. **日EU・EPA税率**が設定されていることを確認

 ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続 (**輸入者自己申告の場合**)

- (1) 申告に必要な書類 (**原産品申告書**など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時に**日EU・EPA税率**を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

協定に定める原産品の要件を確認

- 日EU・EPA税率は、日EU・EPA上の他の締約国の「原産品」に対して適用されます(第2・8条1)。
- 「原産品」と認められるのは以下の3つの要件のいずれかを満たす製品です。
- 材料が「原産材料(=原産品となる材料)」か判断する場合にも、この「原産品」の要件を適用します。

要件

完全生産品

締約国において
“完全に生産される”製品



日EU・EPA 第3・2条1(a)

要件

品目別原産地規則
を満たす製品

締約国における生産により
“実質的変更”がある製品

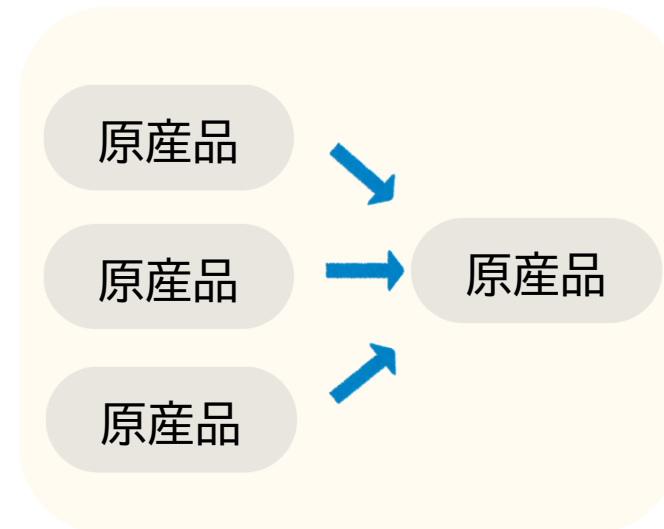


日EU・EPA 第3・2条1(c)

要件

原産材料のみから
生産される製品

締約国の“原産品となる材料”
のみから生産される製品



日EU・EPA 第3・2条1(b)



原産材料 と 非原産材料

原産材料

- EPAの原産地規則を満たして、「原産品」と認められる材料
 - ✓ 材料が原産材料かどうかは、EPAの原産地規則を満たしているかによって判断します。
 - ✓ 材料を「原産品」と認める要件は、「原産品」の要件と同じです。
(「完全生産品」、「品目別原産地規則を満たす産品」、「原産材料のみから生産される産品」)。

非原産材料

- EPAの原産地規則を満たさず、「原産品」と認められない材料
(原産品としての資格を決定することができない材料を含む。)
 - ✓ 以下は非原産材料となります。
 - 非締約国から輸入した材料
 - 締約国内で調達したが、非締約国で生産された材料
 - 締約国内で生産・調達されたが、EPAの原産地規則を満たさない材料

日EU・EPA 第3・1条 (f)
「非原産材料」の定義あり。






日本税関では、利用者の証明負担軽減の観点から、原産品であることが証明されていない材料を非原産材料として扱う運用を行っています。

製品の生産に使用した材料を確認

■ 産品:きゅうりの酢漬け

□ 製造工程：輸出者のドイツ国内工場にて下記材料を用いて製造。

- 材料表:
- | | | |
|---|---------|-------------------|
|  | 01 きゅうり | … トルコ国内で栽培・収穫 |
|  | 02 酢 | … ドイツ国内サプライヤーから調達 |
|  | 03 砂糖 | … 生産地不明 |



01 日EU・EPAの締約国外(トルコ)で生産されたものなので、日EU・EPA上の原産品(原産材料)ではありません。



02 ドイツ国内で調達されたものですが、日EU・EPA上の原産品(原産材料)かどうか分かりません。



03 生産地が不明であるため、日EU・EPA上の原産品(原産材料)かどうか分かりません。

⇒ どれも(まずは)非原産材料として考えます。

適用する原産品の要件を確定

原産品の要件を特定するにあたり、条文を確認

日EU・EPA 第3・2条 原産品

- 1 一方の締約国が他方の締約国の原産品に対する関税上の特惠待遇を第2・8条1の規定に従って適用するに当たり、次に掲げる産品は、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、他方の締約国の原産品とする
 - (a) 次条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される産品
 - (b) 他方の締約国の原産材料のみから生産される産品
 - (c) **非原産材料を使用して生産される産品**であって、**附属書3-Bに定める全ての関連する要件を満たすもの**
- (中略)
- 4 原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、**締約国において中断することなく満たされなければならない。**



今回、**非原産材料**を使用しているので、
(c)の「**品目別原産地規則(附属書3-B)を満たす産品**」の要件ですね。

産品が締約国(EU)の原産品と認められるためには、**EU(ドイツ)における生産**により、日EU・EPAの**品目別原産地規則に定める全ての関連する要件を満たす**必要があります。

日EU/EPA等の「協定条文」について詳しく確認したい方はこちら→
リンク先:税関HP/EPA・原産地規則について知りたい/原産地規則ポータル/協定・法令等



1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

7.

品目別原産地規則の特定方法

- 税関ホームページ/原産地規則ポータル「品目別規則の検索」で調べることができます。
 - <https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>
- 国名と製品のHS番号(6桁) = 「ドイツ/GERMANY」と「200110」で「検索」。



検索結果

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

国名 / Country: ドイツ / GERMANY
品目 / Item: 200110

日EU経済連携協定(HS2017) / Japan-EU EPA (HS2017)

HS2017				日EU経済連携協定(HS2017) / Japan-EU EPA (HS2017)		
部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
04	20			野菜、果実、ナツメその他植物の部分の調製品 Preparations of vegetables, fruit, nuts or other parts of plants		
		2001		食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナツメその他植物の食用の部分 Vegetables, fruit, nuts and other edible parts of plants, prepared or preserved by vinegar or acetic acid		
			200110	きゅうり及びガーキン Cucumbers and otherkins	CC	

日EU・EPAの場合、品目別原産地規則はHS2017年版で規定されています。
※ EPAによって採用するHSのバージョンが異なります。

ステップ3 完了

第2001.10号(きゅうり及びガーキン)の産品に適用される品目別原産地規則は「CC」と特定

特定した「CC」とは、製品の生産において使用された全ての非原産材料について、HS番号2桁の水準における関税分類の変更(CTC)が行われていれば良いという基準(関税分類変更基準)です。

輸入貨物の日EU・EPA利用のステップ

輸入において日EU・EPAを利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. **日EU・EPA税率**が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続 (**輸入者自己申告の場合**)

- (1) 申告に必要な書類 (**原産品申告書**など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時に**日EU・EPA税率**を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応






特定した品目別原産地規則を満たすかを確認

- 特定した品目別原産地規則が、関税分類変更基準の場合、製品に使用する材料が「原産材料」であれば、その材料については製品との関税分類の変更(CTC)を確認する必要がありません。
- しかし、材料を「原産材料」と扱うのであれば、その材料が原産品の要件を満たすことを確認しなければなりません(証明負担が大きいことがあります)。
- 上記より、まずは**全ての材料に対し、HS番号を特定し、関税分類の変更(CTC)を確認**した上で、基準を満たさない材料についてのみ、「原産材料」かどうか確認していくことが効率的です。

生産に使用された材料のHS番号を確認

■ 産品:きゅうりの酢漬け (HS番号: 第2001.10号)

材料表:	01	きゅうり	… HS番号	第07類
	02	酢	… HS番号	第22類
	03	砂糖	… HS番号	第17類
				

材料表等の書類で確認



➡ 全ての材料について、産品(第2001.10号)の品目別原産地規則「**CC**」を満たす、**関税分類の変更(CTC)があることを確認**。

産品は、品目別原産地規則「**CC**」を満たすと認められます。

製造工程を確認

品目別原産地規則「CC」を満たすかの確認に加えて

日EU・EPA 第3・2条 原産品

4 原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、**締約国において中断することなく**満たされなければならない。






■ 産品:きゅうりの酢漬け

製造工程表等の書類で確認

□ 製造工程: 輸出者の**ドイツ国内工場**にて下記材料を用いて製造。



- 材料表:
 -  01 きゅうり … トルコ国内で栽培・収穫
 -  02 酢 … ドイツ国内サプライヤーから調達
 -  03 砂糖 … 生産地不明

➔ 産品が、締約国である、EU内において生産がされていることがわかるため、日EU・EPA 第3・2条4「**締約国において中断することなく**」生産されていることが確認できます。

産品は、日EU・EPA上のEU原産品と認められます。



原産品
でした!

ステップ4
完了

輸入貨物の日EU・EPA利用のステップ

輸入において日EU・EPAを利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. **日EU・EPA税率**が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続 (**輸入者自己申告の場合**)

- (1) 申告に必要な書類 (**原産品申告書**など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時に**日EU・EPA税率**を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応



証明制度(日本へ輸入する場合)

- 特恵待遇を要求(EPA税率を適用)するためには、EPAごとに定められた以下のいずれかの原産地証明手続を行う必要があります。

証明制度	証明書類の取得方法	対象EPA等	メリットと留意点
第三者証明制度 (原産地証明書)	輸出締約国において権限ある発給機関に輸出者又は生産者が発給を依頼	CPTPP、日EU・EPA、日英・EPA、日米貿易協定を除く全てのEPA	メリット: 発給機関によって原産性判断。発給機関を通じて輸出者・生産者に事後確認。 留意点: 発給に費用及び時間を要する。
認定輸出者制度 (原産地申告)	輸出締約国において権限ある発給機関により認定された輸出者が書類を作成	日メキシコ・EPA、日スイス・EPA、日ペルー・EPA、RCEP協定	メリット: 認定後は自ら原産地申告を作成可能。 留意点: 輸出国政府による認定を受ける必要。
自己申告制度 (原産品申告書)	(輸入者による自己申告) 日本の輸入者が書類を作成	日豪・EPA、CPTPP、 日EU・EPA 、日英・EPA、日米貿易協定、RCEP協定	メリット: 輸入者自ら原産品申告を作成可能。 留意点: 輸出者等に事後確認が行われなため、輸入者のみに証明責任が生じる。
	(輸出者又は生産者による自己申告) 輸出締約国の輸出者又は生産者が書類を作成	日豪・EPA、CPTPP、 日EU・EPA 、日英・EPA、RCEP協定(豪州、NZ間のみ)	メリット: 発給機関から証明書取得の手間が省ける。 留意点: 輸出者等にも証明責任が生じる。



日EU・EPAでは、自己申告制度(原産品申告書)のみが利用できることから、当該制度の利用を検討します。

1.

2.

3.

4.

5. 輸入面での原産地手続

6.

7.

(参考) 各EPAの証明制度まとめ (2023年4月現在)

	自己申告制度 (原産品申告書) 輸入者等が自ら原産品である旨を申告する。		第三者証明制度 (原産地証明書) 輸出国の商工会議所等の 機関が発給する。	認定輸出者制度 (原産地申告) 輸出国政府が認定した 輸出者が自ら原産品で ある旨を証明する。
	輸出者・生産者 自己申告	輸入者自己申告		
日メキシコ・EPA	-	-	○	○
日スイス・EPA	-	-	○	○
日ペルー・EPA	-	-	○	○
日豪・EPA	○	○	○	-
CPTPP	○ ※ベトナム、マレーシアは 権限ある当局が輸出者・生 産者に代わり発給	○	-	-
日EU・EPA	○	○	-	-
日米貿易協定	-	○	-	-
日英・EPA	○	○	-	-
RCEP協定	○ ※豪州、NZ間のみ利用可	○	○	○
上記以外の 発効済協定	-	-	○	-

利用する証明制度を確認

日EU・EPA税率を適用するためには、輸入者による自己申告か、輸出者(生産者を含む)による自己申告を行う必要があります。

日EU・EPA 第3・16条 関税上の特惠待遇の要求

1 輸入締約国は、輸入に際し、輸入者による他方の締約国の原産品についての関税上の特惠待遇の要求に基づき、当該原産品について関税上の特惠待遇を与える。

輸入者は、関税上の特惠待遇の要求の正確性及びこの章に定める要件の遵守について責任を負う。

2 関税上の特惠待遇の要求は、次のいずれかに基づくものとする。

(a) 産品が原産品であることについての輸出者によって作成された原産地に関する申告

(b) 産品が原産品であることについての輸入者の知識

(後略)

日EU・EPA 第3・18条 輸入者の知識 = 輸入者による自己申告

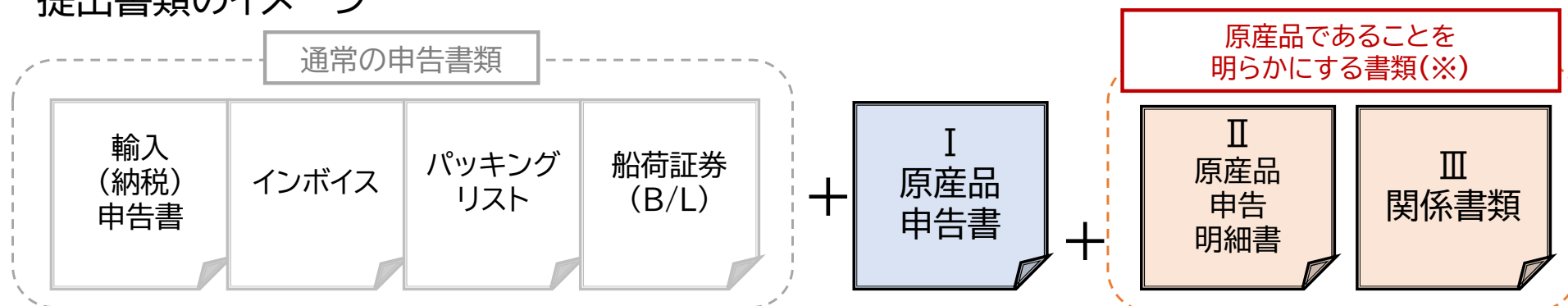
産品が輸出締約国の原産品であるという輸入者の知識は、当該産品が原産品であること及びこの章に定める要件を満たすことを示す情報に基づくものとする。

➡ 輸入者自己申告は、輸入者が、産品が日EU・EPA上の「原産品」であることを示す情報を持っていることが前提となります。

➡ 今回は、産品が「原産品」であることを示す情報を入手しているので、輸入者による自己申告の利用が可能です。

輸入通関時の提出書類(輸入者による自己申告)

- 日EU・EPA上の特惠待遇を要求するためには、通常の輸入申告書類に加え、原則として、以下の書類の提出が必要になります(課税価額の総額が20万円以下の製品については省略が可能です)
 - I. 原産品申告書
 - II. 原産品申告明細書
 - III. 関係書類
 } 原産品であることを明らかにする書類
- NACCSを利用して電子的に提出することが原則です。
- 原産品申告書及び原産品申告明細書は、任意の様式で作成可能ですが、税関ホームページ掲載の様式見本もご利用いただけます。
- AEO輸入者による特例申告の場合には、上記 I・II・IIIの書類の提出に代え、書類を保存することで足りる取扱いとなります。ただしAEO輸入者が一般の輸入申告を行う場合は提出が必要です。
- 提出書類のイメージ



※ 事前教示を取得している場合又は完全生産品の場合は、省略可能です。

(1) 申告に必要な書類を整える

原産品申告書の作成(輸入者による自己申告)

- 原産品申告書の様式は任意ですが、以下の事項を記載する必要があります。
- 税関ホームページ・原産地規則ポータルに**様式見本**を掲載しています。

● 原産品申告書の記載事項

1. 輸出者に関する情報

輸出者の氏名又は名称及び住所(国名含む)

2. 産品の概要(品名、仕入書の番号)

品名は必須の記載項目であり、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認ものであること。仕入書の番号については、1回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合において記入することとして差し支えない。

3. 産品の概要(欄の追加)

4. 関税分類番号

統一システム(2017年版)に従い6桁番号の水準までの関税分類

5. 包括的な期間(同一の産品が2回以上輸送される場合の期間)

6. 適用する原産性の基準、その他の原産性の基準

適用する原産性の基準を記入する。

7. 作成者

原産品申告書の様式見本

原産品申告書 (経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)			
本様式は、協定第3・18条に規定する「輸入者の知識」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。			
1. 輸出者の氏名又は名称及び住所(国名を含む)			
No.	2. 産品の概要 品名、仕入書の番号(一回限りの輸入申告に使用する場合、判明している場合)等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。	3. 関税分類 番号(6桁、HS 2017)	4. 適用する原産性の基準(A、B、C(場合1、2、3)) 適用するその他の原産性の基準(D、E)
5. 包括的な期間(同一の産品が2回以上輸送される場合の期間)			
6. その他の特記事項			
7. 以上のとおり、2.に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく欧州連合の原産品であることを申告します。			
作成年月日 作成者の氏名又は名称 作成者の住所又は居所 代理人の氏名又は名称 代理人の住所又は居所			
※A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される産品、C: 品目別規則を満たす産品、1: 関税分類変更基準、2: 付加価値基準、3: 加工工程基準、累積的もしくは許容限度の規定を適用した場合 D: 累積、E: 許容限度			

(規格A4)

1.

2.

3.

4.

5. 輸入面での原産地手続

6.

7.

様式見本を用いて、原産品申告書を作成

- ステップ3・4で確認した内容をもとに作成します。

(1/2)



原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)

本様式は、協定第 3・18条に規定する「輸入者の知識」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所(国名を含む)

〇〇〇 CO., LTD.

X-XX-X XXXX, XXX, Germany

No.

2. 製品の概要

品名、仕入書の番号(一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合)等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。

3. 関税分類
番号(6桁、
HS 2017)4. 適用する原産性の基
準(A、B、C(Cの場合
1、2、3))
適用するその他の原産
性の基準(D、E)

1.

品名:きゅうりの酢漬け

品番:XXXXXXXX

仕入書番号:I/V No. YYYY

第 2001.10
号

C1

適用する原産性の
基準を記載します。

他の輸入申告書類と原産品申告書の内容の
関連付けがわかる事項を記入してください。

製品HS
番号を記
載します。

C: 品目別規則を
満たす製品、
1:関税分類変更
基準

1.

2.

3.

4.

5. 輸入面での原産地手続

6.

7.

様式見本を用いて、原産品申告書を作成

(2/2)



5. 包括的な期間(同一の産品が2回以上輸送される場合の期間)

6. その他の特記事項

7. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく欧州連合の原産品であることを申告します。

作成年月日 ○年○月○日作成者の氏名又は名称 ○○○ 株式会社作成者の住所又は居所 X-XX-X XXXX, XXX, 日本

代理人の氏名又は名称 _____

代理人の住所又は居所 _____

原産品申告書の作成者を明確にします。

※A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される産品、C: 品目別規則を満たす産品、1: 関税分類変更基準、2: 付加価値基準、3: 加工工程基準、累積若しくは許容限度の規定を適用した場合 D: 累積、E: 許容限度

原産品申告明細書の作成(輸入者による自己申告)

- 原産品申告明細書の様式は任意ですが、**以下の情報を記載**する必要があります。
- 原則として日本語で記載する必要があります。

● 原産品申告明細書の記載事項

- 1.仕入書の番号及び発行日
- 2.産品が原産性の基準を満たすことの説明
- 3.作成者の氏名又は名称、住所又は居所

- 税関ホームページ・原産地規則ポータルに**様式見本**を掲載しています。
- 原産品申告明細書に代えて、原産品申告明細書の記載事項を含むその他の書面による提出も認められます。

原産品申告明細書の様式見本

産品が原産性の基準を満たすことの説明 (日 EU 協定)	
作成日: 年 月 日	
1. 仕入書の番号及び発行日 (仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。)	
2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明	
3. 作成者	
氏名又は名称:	_____
住所又は居所:	_____
(代理人が作成した場合)	
氏名又は名称:	_____
住所又は居所:	_____

1.

2.

3.

4.

5. 輸入面での原産地手続

6.

7.

様式見本を用いて、原産品申告書明細書を作成してみましょう。



- ステップ3・4で確認した内容をもとに作成します。 (1/2)

産品が原産性の基準を満たすことの説明(日EU協定)

作成日: ○年○月○日

1. 仕入書の番号及び発行日(仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。)

産品が原産性の基準を満たすことを確認した事実を記載します。
今回はステップ3、4で確認した内容です。

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

<適用した原産地規則> HS第20.01項 品目別原産地規則 CC

<産品> きゅうりの酢漬け HS第20.01項(品番:XXXXXXXX)

<製造地> ドイツ国内の工場製造

<製造工程> きゅうり→選別→洗浄→カット→瓶詰→漬液(砂糖、醸造酢)を充填
→蓋締め→殺菌・冷却→保存

1.

2.

3.

4.

5. 輸入面での原産地手続

6.

7.

- ステップ3・4で確認した内容をもとに作成します。 (2/2)



<原材料>

製品が原産品であることを確認するのに必要な情報を記載します。

	材料名	HS	製造国
①	きゅうり	第07類	トルコ(トルコ国内で栽培・収穫)
②	酢	第22類	不明(ドイツ国内で調達)
③	砂糖	第17類	不明(ドイツ国内で調達)

書類の作成者についても記載します。

3. 作成者

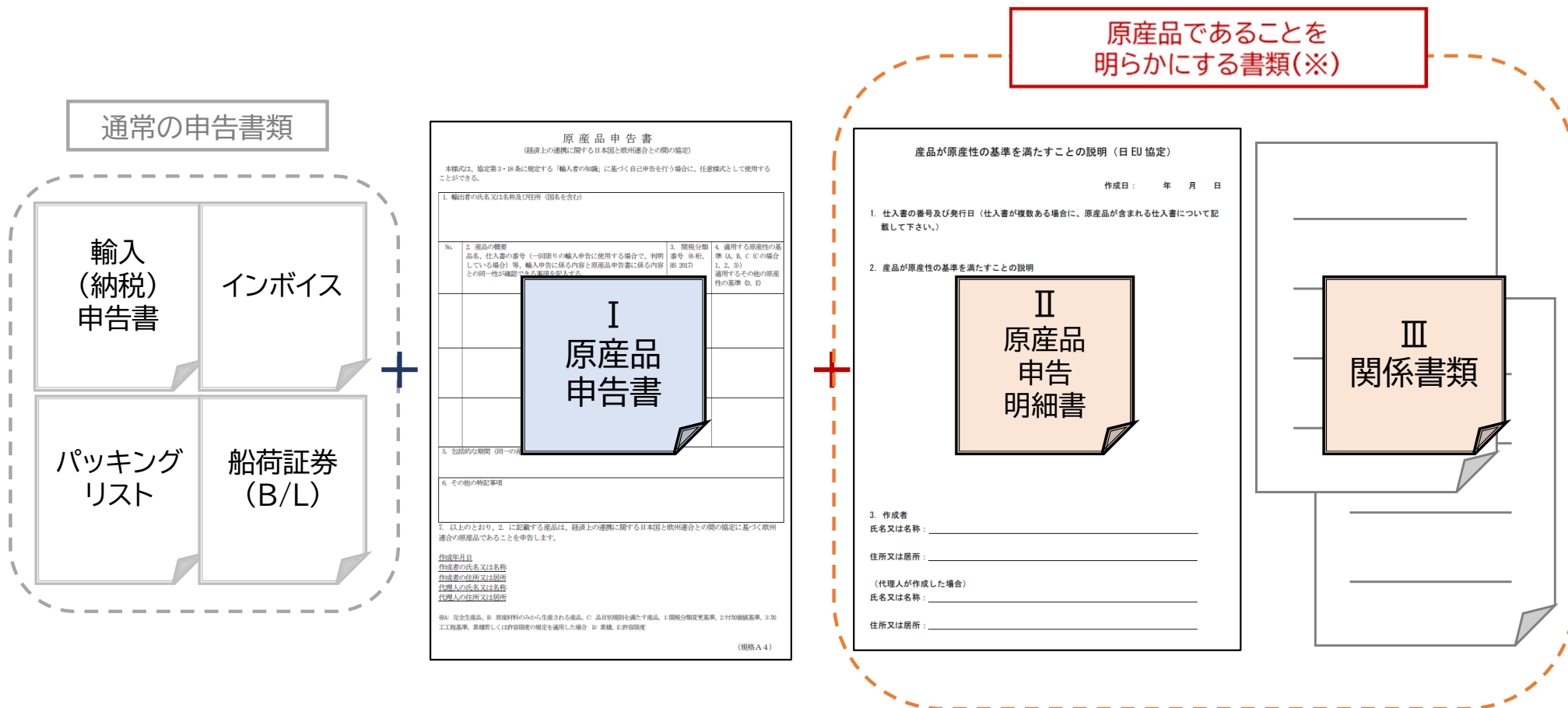
氏名又は名称: 〇〇〇 株式会社住所又は居所: X-XX-X XXXX XXX 日本

(代理人が作成した場合)

氏名又は名称: _____

住所又は居所: _____

申告に必要な書類のまとめ(輸入者による自己申告)



→ 通常の申告書類と原産品申告書、原産品申告明細書、関係書類を
申告に必要な書類として整える。

(1)申告に必要な
書類を整える

ステップ5 (1)
完了

(参考)輸出者による自己申告を利用する場合の提出書類

■ ①原産品申告書


日EU・EPAの場合、**輸出者(生産者を含む)による原産地に関する申告(=原産品申告書)**は、仕入書その他の商業上の文書に、**協定附属書3-Dに定められた申告文を用いて作成します。**(右図参照)

■ ②原産品申告明細書

■ ③関係書類

輸入者が、輸出者から産品が原産品であることに係る追加的な情報(資料)を入手している場合は、その情報(資料)を提出します。

輸入者が、輸出者から原産品申告書以外の情報を一切入手できない場合には、②③の書類の提出は不要です。この場合、NACCSの原産地証明識別コード欄に所定のコードを入力します。



インボイス

OOO CO.,LTD.,
X-XX-X XXXX, XXX, Germany

Commercial Invoice

Consignee OOO CO., LTD. X-XX-X XXXX, XXX, Japan		Invoice No & Date No. YYYY DD-MM-YYYY		
Bill to OOO CO., LTD. X-XX-X XXXX, XXX, Japan		Payment Term:T/T net 30 days		
Port of Loading XXX, Germany		Port of Discharge XXX, Japan		
Carrier By Sea				
Marks	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
xxxxxx C/NO. 1 ●● Made in Germany	Pickles(Cucumber) STYLE NO: XXXXXXXX HS CODE: 20.01	●● PCS	FOB XXX US\$ ●●	US\$ ●●
TTL:	●● CTN	●●PCS		US\$ ●●

We declare that this invoice shows the actual price of the goods described and that all particulars are true and correct.

GROSS WEIGHT : @●●kg × ●●pcs = ●●KGS
NET WEIGHT : @●●kg × ●●pcs = ●●KGS
COUNTRY OF ORIGIN: Germany

The exporter of the products covered by this document
(Exporter Reference No YYYYYY) declares that, except
where otherwise clearly indicated, these products are of
the European Union preferential origin.
Origin criteria used: "C", "1"

Printed name of the exporter: OOO CO.,LTD.

Sign
.....
OOO CO.,LTD..

「輸出者による原産地に関する申告」の作成方法等について詳しく知りたい方はこちら →
税関ホームページ 原産地証明手続 (自己申告制度)「日EU・EPA自己申告及び確認の手引き解説書」
(<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyoukaisetsu.eu.pdf>)



1.

2.

3.

4.

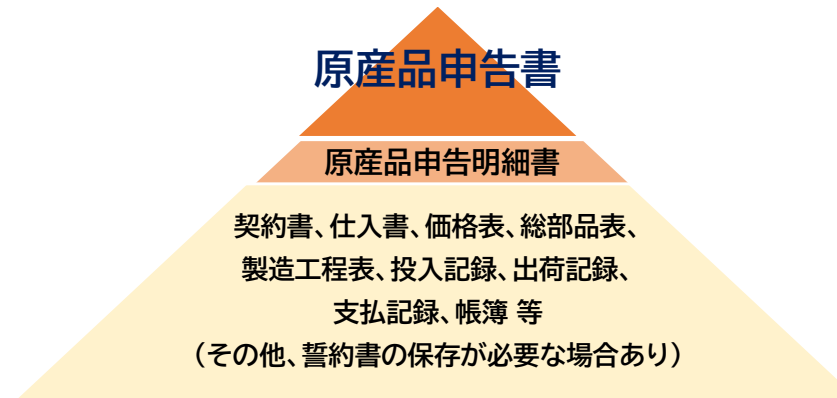
5. 輸入面での原産地手続

(2)関係書類
を保存

日本における輸入者の書類保管義務(自己申告制度の場合)

- 「原産品申告書」を作成した日本の輸入者は、国内法令に基づき、**産品が原産品であることを証明するために必要な全ての書類**を、輸入の許可の日の翌日から**5年間** 保管する義務があります。(※ 輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象外。)

保存書類のイメージ(輸入者自己申告)

ステップ5
完了

「関係書類の保存」についてさらに詳しく知りたい方はこちら→
税関ホームページ パンフレット「帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要」
(<https://www.customs.go.jp/tsukan/chobohozongaiyou.pdf>)



(参考) 産品が原産品であることを証明するために必要な書類の例

■ 完全生産品(A)

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

■ 原産材料のみから生産される産品(B)

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

■ 品目別規則を満たす産品

a. 関税分類変更基準(C1)

総部品表又は材料一覧表(HS番号を含む)、製造工程フロー図、生産指図書等

b. 付加価値基準(RVC、MaxNOM)(C2)

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

c. 加工工程基準(C3)

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

■ その他の原産性の基準を適用する場合

原材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸出しようとする産品が、協定に規定する原産性の基準(累積、僅少の非原産材料等)を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

輸入貨物の日EU・EPA利用のステップ

輸入において日EU・EPAを利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定


ステップ2. **日EU・EPA税率**が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続 (**輸入者自己申告の場合**)

- (1) 申告に必要な書類 (**原産品申告書**など)を整える
- (2) 関係書類を保存

 ステップ6. 輸入申告時に**日EU・EPA税率**を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

輸入申告時(NACCS)における原産地証明書識別コードの入力

NACCS 原産地証明書識別コードの入力体系

原産地証明書識別(4桁) = 原産地(申告)種別(2桁) + 原産地証明者等区分(1桁) + 貨物の種類(1桁)

原産地(申告)種別		原産地証明者等区分		貨物の種類		
WK	国定・WTO協定	T	輸出国当局が発給した原産地証明書(第三者証明)	E P A	4	EPAに基づく原産地証明書(若しくは原産品申告書)の提出がある貨物【CO等を提出】
...	...	A	認定輸出者による自己証明(原産地申告)		5	少額扱い貨物【CO等提出なし】
EU	日EU経済連携協定	P	製造者による原産品申告書		7	EPAに基づく原産地証明書(若しくは原産品申告書)の提出猶予申請を行う貨物
2A	日EU経済連携協定(アンドラ)	E	輸出者による原産品申告書			
...	...	I	輸入者による原産品申告書			
		O	原産地証明書等の提出が不要な場合			

原産地証明書識別(4桁)
今回は EU I 4

ステップ6
完了

日EU・EPA税率を用いる際の注意点

- ✓ 日EU・EPAでは、非EU構成国であっても適用の対象となる国(モナコ、アンドラ、サンマリノ)が存在します。また、EU構成国の領域であっても、適用の対象外である場合があるため、輸出入申告の際には、「日EU・EPA税率の地理的適用範囲表」をご確認ください。(リンク:https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/eu_territory.pdf)

「日EU・EPA税率適用に係る輸入面での原産地手続」について、さらに詳しく知りたい方はこちら→
税関ホームページ/初めて日EU・EPAを利用される方へ(輸入)
/「輸入申告時に必要となる書類を作成又は準備し税関に提出すること」
(<https://www.customs.go.jp/roo/origin/jpeu3.htm>)



輸入貨物の日EU・EPA利用のステップ

輸入において日EU・EPAを利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. **日EU・EPA税率**が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続 (**輸入者自己申告の場合**)

- (1) 申告に必要な書類 (**原産品申告書**など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時に**日EU・EPA税率**を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応



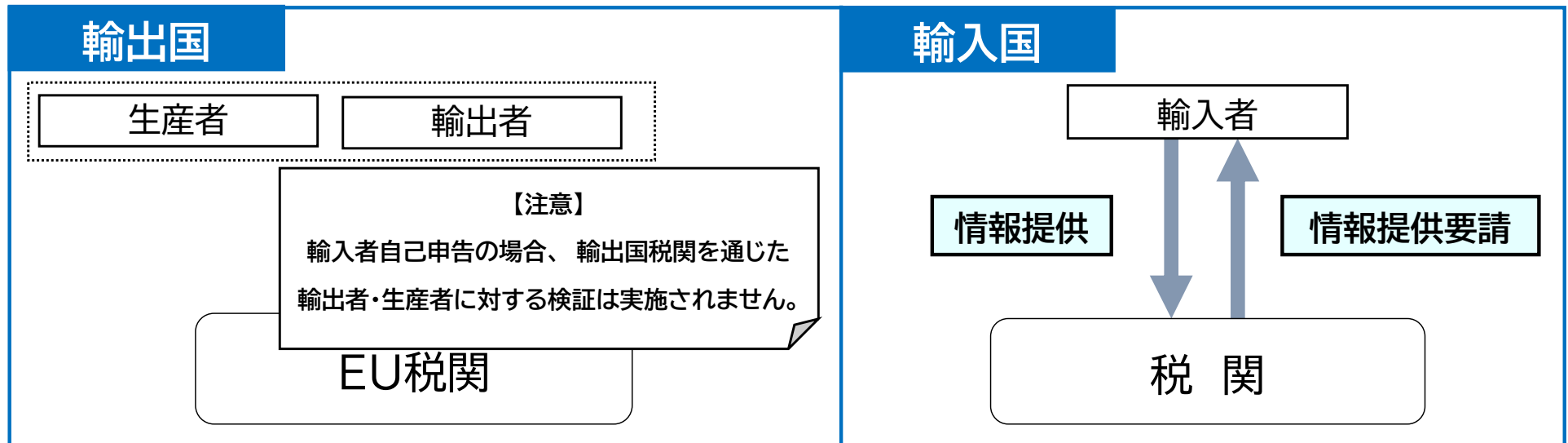
事後確認(検証)とは

- EPA税率を適用して輸入申告された貨物について、各EPA及び関税関係法令の規定に基づき、特惠税率の便益の適正な確保を目的として、**輸入通関後にその貨物が原産品であるか否かについての確認**を行うこと

- 日EU・EPAにおいては、第3・21条に規定されています。

日EU・EPA 第3・21条 原産品であるかどうかについての確認

1 輸入締約国の税関当局は、自国に輸入された産品が他方の締約国の原産品であるかどうか又はこの章に定める他の要件を満たすかどうかを確認するため、第3・16条に規定する関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者に対して情報の提供を要求することにより、危険性を評価する方法(無作為抽出を含む。)に基づく確認を行うことができる。(後略)



特恵待遇の否認(輸入者自己申告)



次のいずれかの場合、日本税関は日EU・EPA税率の適用を否認することができます。

- ・輸入者が、情報提供要請が行われた日から3箇月以内に回答をしない場合。
- ・輸入者が、情報提供要請が行われた日から3箇月以内に産品が原産品であることを確認できる十分な情報を提供しない場合

日EU・EPA 第3・24条 関税上の特恵待遇の否認

- 1 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特恵待遇を与えないことができる。
(中略)
- (a)第3・21条1の規定に基づく情報の提供の要求が行われた日の後3箇月以内に、
- (i)回答がない場合
 - (ii)関税上の特恵待遇の要求が第3・16条2(b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、提供された情報が、産品が原産品であることを確認するために十分でないとき。

結果

- ◆ 事後確認の結果、貨物が原産品であることを確認できない場合には、**EPA税率の適用が否認**されます。
- ◆ また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。

ステップ7
完了

4. 非違事例の紹介

非違事例集のご案内

- EPAやGSP(一般特惠関税制度)の原産性にかかる非違事例について、原産地規則ポータルでご案内しています。
- https://www.customs.go.jp/roo/gensan_hijirei/index.htm

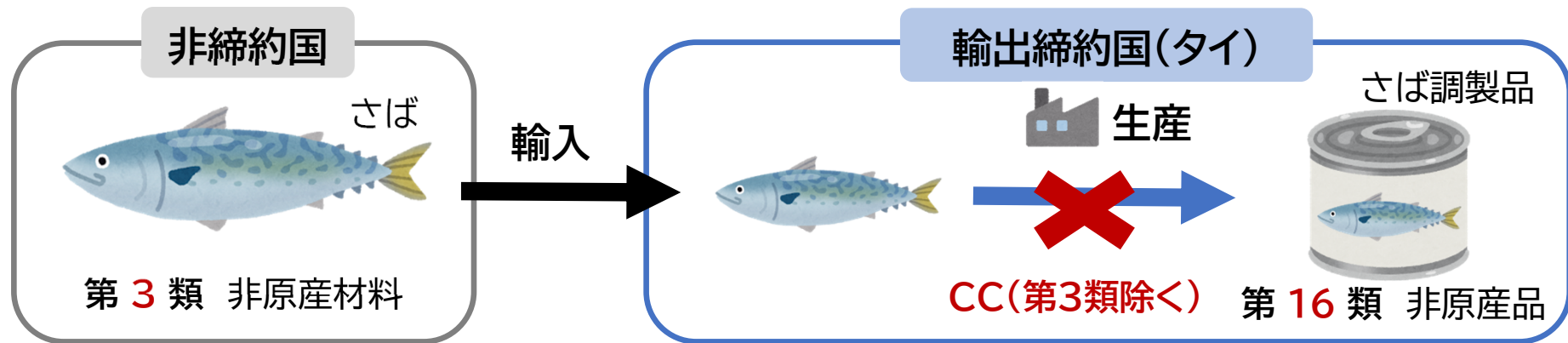
The screenshot shows the 'Origin Rules Portal' website. The main navigation bar includes '原文へ', '文字サイズ', '標準', '拡大', and a globe icon. Below the navigation are links for 'お問合せ', 'その他のリンク', and 'サイトマップ'. A breadcrumb trail indicates the current location: '現在位置: 原産地規則ポータル > EPA/GSPでの原産性に係る非違事例'. The main content area is titled 'EPA/GSPでの原産性に係る非違事例'. A note states: '注意: このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります。' The text explains that while preferential rates are applied based on EPA/GSP, it is not always clear if the original product is eligible, and such cases are listed. It also advises that even with certificates, users should confirm if the product meets the rules. A link for '※事例の見方' is provided. Below is a table of cases.

HS番号	産品名	協定名等
第07.11号	塩蔵した野菜	日EU協定
第2005.20号	ばれいしよの調製品	日マレーシア協定
第20.06項	砂糖により調製した果実	日タイ協定
第2008.92号	果実の調製品(混合したもの)	日フィリピン協定
第2009.41号	パイナップルジュース	日EU協定
第2009.90号	混合ジュース	日タイ協定

(参考) AJCEP 事後確認の非違事例

協定: AJCEP (日アセアンEPA)
産品: さば調製品 (HS番号第1604.15号) (HS2002年版)
主な原材料: さば (HS番号第3類)
生産工程: タイにおいて、原材料のさば等を加工して、産品を生産する。

AJCEP 品目別規則 1604.15 (HS2002年版): CC(第3類からの変更を除く。)



非違の概要

- 材料を確認したところ、非原産材料である第3類のさばが使用されており、第1604.15号の品目別規則を満たさない。
- 当該非原産材料の総額が産品のFOB価額の10パーセント以上であるため、僅少の非原産材料の規定も適用できない。
- したがって、AJCEP上のタイ原産品と認められない。

(参考) 日インドネシアEPA 事後確認の非違事例

協 定: 日インドネシアEPA

産 品: ベーカリー製品 (HS番号第19.05項) (HS2002年版)

主な原材料: 小麦粉 (HS番号第11類)

生 産 工 程: インドネシアにおいて、原材料の小麦粉等を加工して、製品を生産する。

日インドネシアEPA 品目別規則 19.05 (HS2002年版): 第19.05項の製品への他の類の材料からの変更(第10類又は第11類の材料からの変更を除く。)



非違の概要

- 材料を確認したところ、ベーカリー製品に使用される小麦粉(第11類)は、第三国で収穫された小麦(第10類)をインドネシアで製粉したものであり、非原産材料であることが判明。
- 当該非原産材料の小麦粉は、第19.05項の品目別規則を満たさない。
- したがって、日インドネシア協定上のインドネシア原産品と認められない。

(参考) 日EU・EPA 事後確認の非違事例

協定: 日EU・EPA

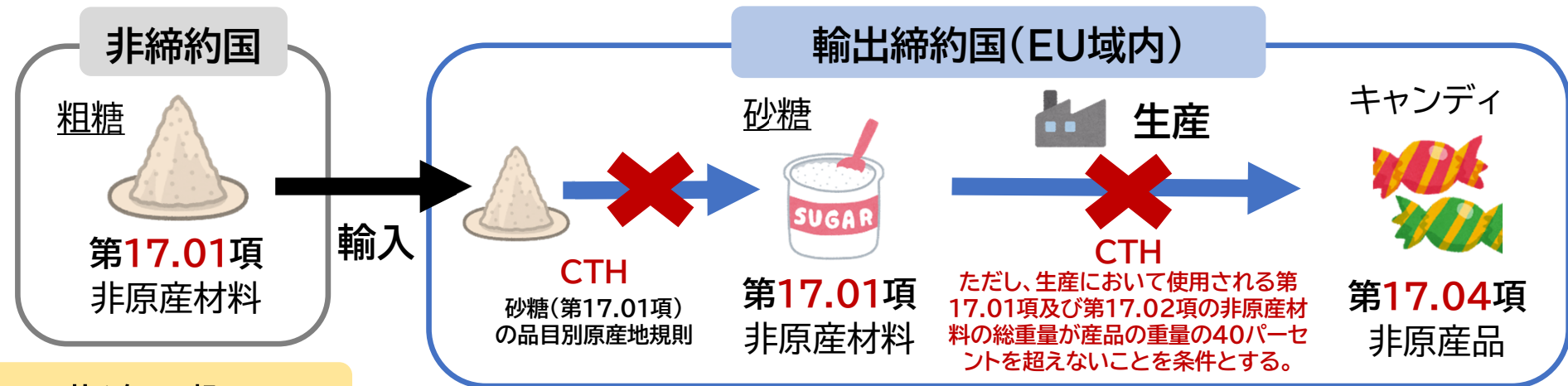
産品: キャンディ(HS番号第17.04項) (HS2017年版)

主な原材料: 砂糖 (HS番号第17.01項)

生産工程: EU域内において、原材料の砂糖等を加工して、生産する。

日EU・EPA 品目別原産地規則 17.04 (HS2017年版):

「CTH。ただし、生産において使用される第17.01項及び第17.02項の非原産材料の総重量が製品の重量の40パーセントを超えないことを条件とする。」



非違の概要

- 輸入者からの回答によると、キャンディに使用される砂糖(第17.01項)は、第三国から輸入された粗糖(第17.01項)をEU域内で加工した非原産材料であり、総重量が製品の重量の40%を超えており、第17.04項の品目別規則を満たさない。
- したがって、日EU・EPA上のEU原産品と認められない。

5. 参考情報

事前教示制度のご案内



(文書による照会に対しては原則30日以内に回答)

- 事前教示制度とは、貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか(協定の適用・解釈等)についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入を予定している貨物の原産地、特惠税率の適用の可否等を事前に知ることができ、適用される税率が事前に分かることから、輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- RCEP協定については、第2.6条に規定する「RCEP原産国」についても事前教示回答の対象となります(希望制)。
- 貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い(原産地)が確定していることから、EPA税率適用による輸入が確保されます。
- 税関が発出した回答(教示)の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます(法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く。)ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会(文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。)の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われませんのでご注意ください。

事前教示制度のご案内

- 原産地に係る事前教示制度について、税関ホームページでご案内しています。
- 利用方法や、実際の回答が掲載されており、制度に関する詳細な情報を知ることができます。

税関ホームページ 事前教示回答事例へのアクセス方法

原産地規則ポータルから「事前教示」のページへアクセスし、「事前教示回答(原産地)」をクリック



検索画面からEPA名やHS番号で検索。

検索画面からEPA名やHS番号で検索。

事前教示回答事例(原産地関係) 詳細

登録番号	1211616
税関	名古屋
交付年月日	20220117
一般的品名	履物
税番	6403.99-
回答	RCEP協定上の中国原産品と認められる(RCEP原産国は中国)。
特惠種別	RCEP協定
貨物概要	原材料：①パテントラミネーテッドレザー(第41.14項)、②ライニング生地(第59.03項)、③プラスチック製シート(第39.20項)、④不織布(第56.03項)、⑤板紙(第48.05項)、⑥ゴム製シート(第40.02項)、⑦PVC(第39.04項)、⑧接着剤(第35.06項)、⑨縫糸(第54.01項) 製造工程：中国国内の自社工場において、上記材料を使用し、裁断、縫製作業等を経て本品を製造する。
認定理由	上記原材料は全て非原産材料として扱う。非原産材料を使用して中国において生産される関税率表第64.03項に分類される産品が、RCEP協定(以下「協定」という。)上の中国原産品と認められるためには、協定附属書3Aに規定する当該産品の関税分類番号に係る品目別規則及びその他関係する協定の規定を満たさなければならない。本品に使用される非原産材料は、上記品目別規則のうち「CTH」を満たすことから、本品は協定上の中国原産品と認められる。協定附属書Iの日本国の表の付録に掲げる原産品のRCEP原産国は、協定第2・6条3の規定により同付録に定める追加的な要件を満たす場合は輸出締約国となり、これによりが決定されない場合には、協定第2・6条4により原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国となる。照会者から提出された情報によると、本品は、関税分類番号が6403.99-015であることから同付録に掲げる原産品であり、かつ輸出締約国である中国は、上記の追加的な要件である「原産品の価額の総額の20パーセント以上が当該原産品の生産において付加された締約国である」を満たす。よって、本品のRCEP原産国は中国と認められる。なお、当該関税分類番号は本事前教示回答日において有効な日本国の輸入統計品目に基づく。以上のことから、本品はRCEP協定上の中国原産品と認められ、本品のRCEP原産国は中国と認められる。協定に基づく本品に対する税率の適用に当たっては、協定、関税法施行令第61条等法令に規定されるその他全ての要件を満たすことを条件とする。
法令	RCEP協定第2・6条3、第3・2条(c)、附属書I付録、附属書3A品目別規則
その他	

事前教示回答事例の概要等を確認することができます。

各税関お問い合わせ先



事前教示照会のほか、原産地規則・関連する税関手続については、下記までお気軽にお問い合わせください。

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関 業務部 原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関 業務部 首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関 業務部 原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関 業務部 首席原産地調査官 清水税関支署 原産地調査官	052-654-4205 054-352-6114	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関 業務部 首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関 業務部 首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関 業務部 原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関 業務部 原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関 業務部 原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

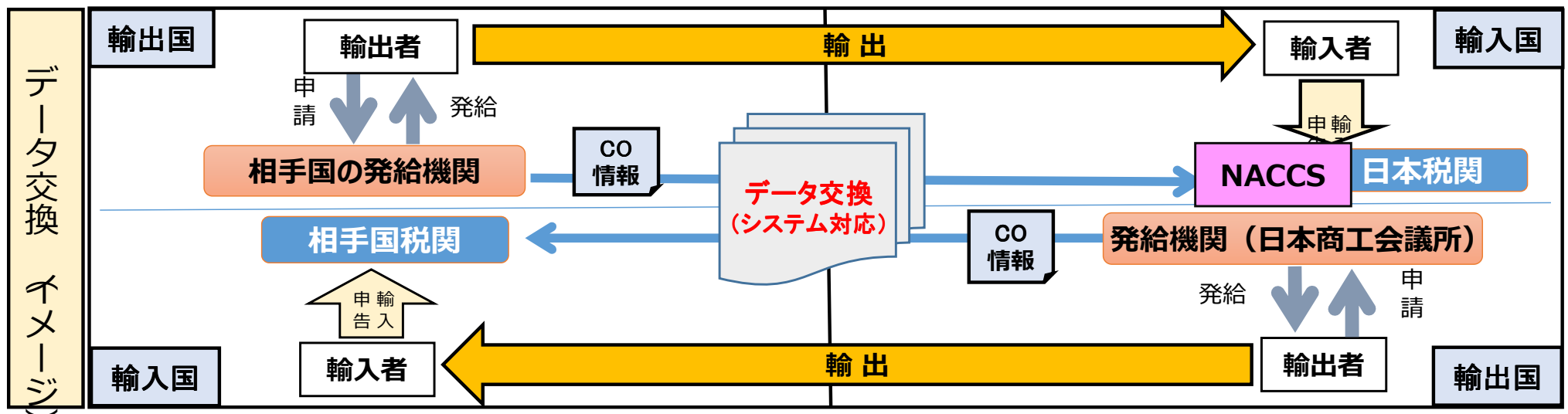
原産地証明書(CO)データ交換

原産地証明書(CO)データ交換について

- 我が国締結のEPAの原産地証明手続：
自己申告制度を導入済の一部のEPAを除き、電子化されておらず、紙原本の提出が求められるため、リードタイムへ影響が生じている。
- 産業界からの原産地証明書の電子化に対するニーズ：
EPAの利用が多いASEAN各国の税関当局におけるCOのPDFによる受理及びCOのデータ交換への期待
- COデータ交換のメリット：
PDFによる受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であることやCOの真正性が確保される。ASEAN域内国間においてはCOデータ交換実施済み

総合的なTPP等関連政策大綱（2020年12月8日改訂）
「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。その際には相手国の制度等を考慮する。」

- 2021年から、インドネシア、タイ、ASEANとの協議を開始。
- データ交換に必要な項目や接続方法について国内関係省等とも協議を進め、必要な検証を経て早期のデータ交換開始を目指す。
- 日インドネシアEPAについては、6月26日から運用開始。



原産地証明書(CO)データ交換について・税関HPのご案内

e-COの実施に関する実施に関する最新の情報は、税関HP・原産地規則ポータルからご確認ください。

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

※ 今後も本ホームページに最新の情報を追加・更新していく予定です。

The image shows a screenshot of the Japanese Customs website. The main navigation bar includes '税関サイト' (Customs Site), '原産地規則ポータル' (Origin Rules Portal), and utility links like '本文へ' (Back to main text), '文字サイズ' (Text size), '標準' (Standard), '拡大' (Enlarge), and 'English'. A search bar is also present. The main content area features a large blue banner for the '原産地規則ポータル' (Origin Rules Portal) with a sub-header '原産地証明書の手続' (Origin Certificate Procedures) highlighted in a red box. Below this, a list of links is shown, with '原産地証明書のデータ交換について' (About CO Data Exchange) highlighted in a red box. An orange arrow points from this link to a detailed news article on the right. The article, titled '原産地証明書のデータ交換について' (About CO Data Exchange), discusses the pilot and full-scale implementation of CO data exchange under the Indonesia-Japan Economic Partnership Agreement, starting from June 26, 2023. It includes a list of links for further information, such as 'e-COご利用のポイント' (Key points for e-CO use) and 'NACCSの原産地証明書情報内容照会' (NACCS Origin Certificate Information Inquiry).

税関HPの「原産地規則ポータル」から「原産地証明書のデータ交換について」のページへアクセスしてください。

原産地証明書のデータ交換について

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の本格運用の開始について（令和5年6月20日）

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換のパイロット運用において、インドネシア発給機関で発給されたe-COをNACCSで正しく受信できること及びNACCSで受信したe-COを輸入申告等で適切に利用できることが確認でき、今後も安定的な運用が見込まれることから、予定どおり令和5年6月26日（月）から本格運用に移行します。

同日以降、輸入申告の際にはe-COのみを提出していただき、e-CO控えの提出は不要となります。

また、インドネシア発給機関では引き続きe-COのほか紙の原産地証明書の発給も行っており、日本での輸入申告でも利用可能です。

その他、e-COのご利用にあたっては、以下の資料をご確認ください。

- ▶ [日インドネシア経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるe-COの利用方法（令和5年6月）](#)
- [e-COご利用のポイント（令和5年6月）](#)
- [NACCSの原産地証明書情報内容照会（IOV）業務によるe-COのイメージ](#)
- [e-COよくあるお問い合わせ](#)

※原産地証明書データ交換に伴うNACCSの業務仕様及びFAQについてはNACCS掲示板をご参照ください。
輸入申告に係る原産地証明書のデータ交換 [関係資料](#) | [NACCS掲示板](#) | [naccscenter.com](#)

ご清聴ありがとうございました。